

栃木県公報

令和 4 (2022)年 3 月22日(火) 第289号

目 次

告示

日 小	
○高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更	331
○生活保護法による指定医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	331
○地籍調査事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	332
○地籍調査の成果の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	332
○道路の区域の変更	332
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	334
公告	
○とちぎ青少年センターの利用料金の承認	334
○基本測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	336
○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	336
○公共測量の終了	
○都市計画事業の施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	337
○同······	337
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごと	
にしなければならない公示	338
選挙管理委員会	
○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	338

告示

栃木県告示第136号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により公表する。 なお、変更後の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に関する図書は、栃木県環境森林部森林整備

課、各環境森林事務所及び森林管理事務所において一般の縦覧に供する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一 (森林整備課)

栃木県告示第137号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

指定年月日	名	称	所	在	地
令和4 (2022) 年2月1日 ウエルシア薬局那須塩原黒磯幸町店		 原黒磯幸町店	那須塩原市	黒磯幸町2	- 4

(保健福祉課)

栃木県告示第138号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和3(2021)年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。 令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行う者の 名 称	調	查	X	域	調	查	期	間	
宇都宮市	宇都宮市のうる	ち幕田V地区							
益子町	益子町のうち」	益子町のうち上大羽Ⅰ及び上大羽Ⅱ地区							
茂木町	茂木町のうち	茂木町のうち黒田Ⅱ及び飯・深沢Ⅰ地区						1日から	
市貝町	市貝町のうち	赤羽Ⅱ地区			- 令和 3 令和 5	, ,		31日まで	
栃木県森林組合 連合会	日光市のうち ち高林A及び びに那須町の	高林B地区、							
栃木県森林組合 連合会	大田原市のう 那地A地区	ち須賀川B地	区並びに那	河川町のうち大	令和3 令和4	` ′		1日から 30日まで	

栃木県告示第139号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の 名 称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市中岡本町の一部	宇都宮市中岡本町の一部(中岡本調 査区)の地籍図及び地籍簿	令和4 (2022) 年 2月15日
那珂川町	那珂川町盛泉の一部	那珂川町盛泉の一部 (盛泉Ⅱ地区) の地籍図及び地籍簿	令和4 (2022) 年 2月15日
益子町	子町 益子町大字山本の一部 益子町大字山本の一部 (山本 X 地区) の地籍図及び地籍簿		
益子町	益子町大字山本の一部	益子町大字山本の一部 (山本 X I 地区) の地籍図及び地籍簿	令和4 (2022) 年 2月15日

(農村振興課)

栃木県告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年3月22日から同年4月20日まで 一般の縦覧に供する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 一般国道 路 線 名 122号 道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
	前	日光市足尾町字遠上4 日光市足尾町字遠上4		14.1 ~ 19.6	120.0		
	後	日光市足尾町字遠上4 日光市足尾町字遠上4		17.6 ~ 35.4	120.0		

 \prod

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 真岡那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
61	前	塩谷郡高根沢町大字下柏崎51-2から 那須烏山市八ケ代15-4まで		9.6~14.6	713.5		
61	後	塩谷郡高根沢町大字下柏崎51-2から 那須烏山市八ケ代15-4まで		12.2 ~ 24.6	713.5		

 \coprod

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 杉山石末線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
176	塩谷郡高根沢町大字下柏崎51-2から 塩谷郡高根沢町大字下柏崎140-4まで		9.6 ~ 14.6	336.9			
176	後	塩谷郡高根沢町大字下柏崎51-2か 塩谷郡高根沢町大字下柏崎140-4ま		$15.0 \sim 25.6$	336.9		

IV

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 上横倉下岡本線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
322	前	5	字古川東3229-6か 字大久保東3480-13	6.5 ~ 18.0	1066.0		

宇都宮市下田原町字古川東3229-6から き 宇都宮市下田原町字大久保東3480-13 まで	10.3 ~ 20.4	1066.0	
---	-------------	--------	--

栃木県告示第141号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4 (2022) 年3月22日から同年4月20日まで 一般の縦覧に供する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
4	主 要 地 方 道 宇都宮鹿沼線	鹿沼市白桑田字上原514-5から 鹿沼市白桑田字上原1-4まで	令和4(2022)年 3月22日
70	主 要 地 方 道 宇都宮今市線	宇都宮市大谷町1084-1から 宇都宮市大谷町1313-13まで	令和4(2022)年 3月22日
84	一般県道大谷観音線	宇都宮市大谷町1089-1から 宇都宮市大谷町1092-1まで	令和4(2022)年 3月22日
191	主 要 地 方 道大田原高林線	那須塩原市下中野字芝ノ前486-5から 那須塩原市下中野字芝ノ前1043-15まで	令和4 (2022) 年 3月22日
322	主 要 地 方 道 上横倉下岡本線	宇都宮市宝井町字氏神前568-2から 宇都宮市下田原町字大久保東3480-13まで	令和4 (2022) 年 3月22日

(道路保全課)

公 告

○とちぎ青少年センターの利用料金の承認

とちぎ青少年センター設置及び管理条例(平成13年栃木県条例第4号)第9条第2項後段の規定により令和4 (2022) 年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則(平成13年栃木県規則第52号)第16条の規定により公告する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施設の利用料金

(1) 研修室等

施設区分	利用時間区分	午前 9 時から 正 午 ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
第1研修室		12,800円	17,100円	17,100円
第2研修室		6,280円	8,370円	8,370円
第3研修室		6,280円	8,370円	8,370円
和室		5,020円	6,700円	6,700円
第1音楽室		5,960円	7,950円	7,950円
第2音楽室		4,700円	6,280円	6,280円

多目的ホール	19,400円	25,900円	25,900円

(2) 調理室

	利用時間区分	午	前	9	時	か	ら	午	後	3	時	か	Ġ
施設区分		午	後	2	時	ま	で	午	後	8	時	ま	で
調理室						8,	900円					8,	900円

(3) 宿泊室

施	設	X	分	利	用	料	金
宿泊室				1人1泊につき			5,230円

備考

- 1 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間(2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。)に利用する場合の施設の利用料金の額は、2の時間外の利用料金の表に定める額とする。
- 2 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料(名称のいかん を問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この 表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 3 個人で多目的ホールを利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1回(2時間)当たり 100円とする。
- 4 和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1泊につき3.130円とする。

2 時間外の利用料金

(1) 研修室等

区	分	30分当たりの時間外の利用料金の額(円)
午前9時前の時間帯を利用する場合		利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の 額に100分の20を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後! 午後6時までの時間帯を利用する場合	5 時から	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料 金の額に100分の15を乗じて得た額
午後10時後の時間帯を利用する場合		利用時間区分が午後6時から午後10時までの利用料 金の額に100分の15を乗じて得た額

(2) 調理室

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額(円)
午前9時前の時間帯又は午後2時から午後3時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から午後2時までの利用料 金の額に100分の12を乗じて得た額
午後8時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後3時から午後8時までの利用料 金の額に100分の12を乗じて得た額

3 附属設備及び器具の利用料金

名	称	施	設	区	分	単	位	利用料金
ビデオプロジェクター		第1研修	§室・多目	目的ホール	V	豆	Ĵ	2,610円
カセットデッキ・CDプレイヤー		第1研修	§室・多目	目的ホール		豆	ţ	310円
デジタルピアノ		第1音第	英室・第2	2 音楽室・	多目的	É	ì	510円
		ホール						

キーボードアンプ	第1音楽室・第2音楽室・多目的 ホール	台	510円
シンセサイザー	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ベースアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ギターアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ドラムセット	第1音楽室・多目的ホール	式	510円
音楽編集装置(音楽編集室)		式	1,030円
卓球台	多目的ホール	式	410円
持込器具電源利用料		500W	200円

備考

- 1 この表における利用料金の額は、1の施設の利用料金の表に定める利用時間区分(延長した場合を含む。)ごとの額とする。
- 2 この表の「音楽編集装置」は、2時間単位の額とする。
- 3 この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 4 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料(名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

(人権・青少年男女参画課)

○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 -

1 作業種類

基本測量 (国土広域情報修正)

2 作業地域

栃木県全域

3 作業期間

令和4 (2022) 年4月1日から令和5 (2023) 年3月31日まで

○基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

2 作業地域

栃木県全域

3 作業期間

令和4 (2022) 年4月1日から令和5 (2023) 年3月31日まで

○公共測量の終了

令和3 (2021) 年9月10日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、壬生町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 4 (2022) 年 3 月 22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量(水準(3級)、数値図化(地図情報レベル1,000))

2 作業地域

壬生町

3 作業期間

令和3 (2021) 年7月26日から令和4 (2022) 年1月27日まで

(監理課)

○都市計画事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 都市計画事業の種類及び名称

小山栃木都市計画道路事業 3 · 3 · 3 号 小山栃木都賀線

2 施行者の名称

栃木県

3 事務所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分

なし

○都市計画事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 都市計画事業の種類及び名称

小山栃木都市計画道路事業 3 · 4 · 201号 沼和田川原田線

2 施行者の名称

栃木県

3 事務所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示は、令和4(2022)年度においては、次のとおりとする。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)のとおりとする。
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する文書を入手するための手段 栃木県ホームページ(https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html)から ダウンロードすることができる。

(会計局会計管理課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和4 (2022) 年3月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

1 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の数

32.518人

2 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

303,238人

3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の 1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

142,663人

4 県の議会の議員の各選挙区(宇都宮市・上三川町選挙区を除く。)における選挙権を有する者の総数の3 分の1の数

足	利	市	選	挙	X
栃	木	市	選	挙	X
佐	野	市	選	挙	X
鹿	沼	市	選	挙	X
日	光	市	選	挙	X
小	山市	・野	木町	選挙	X
真	岡	市	選	挙	X
大	田	原「	方 選	挙	X
矢	板	市	選	挙	X

那刻	頁塩原	(市・	那須	町選	挙区	39,739人
さく	くらす	†・均	盆谷 君	郭選李	挙 区	23,526人
那須	[鳥山	市・那	那珂川	町選	挙区	11,839人
下	野	市	選	挙	X	16,815人
芳	賀	郡	選	挙	X	17,596人
壬	生	町	選	挙	X	10,875人